

入札公告

予算決算及び会計令第75条に基づき、次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年 2月26日

支出負担行為担当官

国立療養所宮古南静園事務長 大石 和男

◎ 調達機関番号 017 ◎ 所在地番号 47

1. 調達内容

- | | |
|----------------|-------------------------------|
| (1) 調達件名及び予定数量 | 事務用消耗品137品目 |
| (2) 調達件名の特質等 | 入札説明書及び品目内訳書による。 |
| (3) 契約期間 | 平成30年 4月 1日 ～ 平成31年 3月31日 |
| (4) 納入場所 | 沖縄県宮古島市平良字島尻888
国立療養所宮古南静園 |
| (5) 入札方法 | |

入札金額については、(1)の単価とし、納入に要する一切の費用を含めた額とすること。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。開札の結果、各人の入札価格が予定価格を超過したときは、直ちに再度の入札を行うものとする。

2. 競争参加資格

- 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しないものであること。なお、未成年者、被保佐人又は、被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- 平成 28・29・30・31 年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において、厚生労働省大臣官房会計課長より「物品の販売」で B、C又はD等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
- 沖縄県宮古島市内に本店、支店又は営業所が存在すること。
- 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、当施設において定められた資格を有する者であること。
- 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
③船員保険 ④国民年金 ⑤労働災害補償保険 ⑥雇用保険

3. 入札関係書類に関する事項

- 入札書等の提出場所及び問い合わせ先
〒906-0003 沖縄県宮古島市平良字島尻888
国立療養所宮古南静園 会計班 砂川 TEL 0980-72-5321（内線214）
- 入札説明書等の交付場所及び期間
入札説明書は、本公告の公示の日から(1)の場所にて交付する。
また、当園ホームページ <http://www.nhds.go.jp/~miyako/> から入札に必要な書類をダウンロードしても可とする。
但し、入札説明書等の郵送又はファクシミリによる入手申込みは認められない。
交付期間は、平成30年2月26日(月)～3月22日(木)までのうち、閉庁日を除く9時00分～17時00分までとする。
- 競争参加資格確認書類提出期限
平成30年 3月22日(木) 17時00分（厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)決定通知書の写し）
- 入札書の受領期限
平成30年 3月23日(金) 13時30分（郵送の場合も受領期限必着とする）
- 開札の日時及び場所
平成30年 3月23日(金) 14時00分
国立療養所宮古南静園 総合棟2階 会議室

4. その他

- 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- 入札保証金及び契約保証金 免除
- 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、各項に示した書類を指定する期日までに提出し、開札日の前日までの間において、契約担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。また、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
- 入札の無効
本広告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札書、その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。また入札に参加した者が(3)の誓約書を提出せず、または虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。
- 契約書の要否 要
- 落札者の決定方法
本広告に示した調達件名を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であつて、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者に当該契約内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあり著しく不適當であると認められたときは、予定価格の制限範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- 手続きにおける交渉の有無 無
- その他、詳細は入札説明書による。

以上。

入 札 説 明 書

国立療養所宮古南静園における日用消耗品購入の単価契約に係る入札公告（平成30年2月26日付）に基づく入札については、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)、契約事務取扱規則(昭和37年大蔵省令第52号)、及びその他の法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官等

支出負担行為担当官

国立療養所宮古南静園事務長 大石 和男

2. 調達内容

(1) 調達件名及び予定数量

事務用消耗品 137品目

(2) 契約期間

平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日

(3) 納入場所

沖縄県宮古島市平良字島尻888番地
国立療養所宮古南静園

(4) 入札方法

入札金額については、(1)の単価とし、納入に要する一切の費用を含めた額とする。

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって契約価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書に記載し提出しなければならない。

開札の結果、各人の入札価格が予定価格を超過したときは、直ちに再度の入札を行うものとする。

3. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しないものであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しないものであること。
- (3) 平成28・29・30・31年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、九州・沖縄地域で「物品の販売」でB、C又はD等級に格付けされている者であること。
- (4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (7) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、当施設において定められた資格を有する者であること。
(別紙：自己申告書の提出)
- (8) 沖縄県宮古島市内に本店、支店又は営業所が存在すること。
- (9) 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。

(10) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。（別紙：保険料納付に係る申立書の提出）

- ① 厚生年金保険 ② 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
③ 船員保険 ④ 国民年金 ⑤ 労働災害補償保険 ⑥ 雇用保険

注：各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続きを完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続きを完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

4. 入札関係書類等に関する事項

(1) 入札書の受領期限

平成30年3月23日（金）13時30分

郵送の場合は受領期限必着とし、かつ、受領の確認をする必要がある。

(2) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒906-0003 沖縄県宮古島市平良字島尻888番地

国立療養所宮古南静園 会計班 砂川 TEL 0980-72-5321（内線 214）

(3) 入札書の記載事項

- ① 入札書に記載する日付は、入札書を提出する日、又は郵送の日とする。
② 入札書には、入札者等の住所及び氏名を記載し、押印（法人にあつては、所在地、法人名及び代表者の氏名を記載し、代表者印を押印）しなければならない。但し、外国人にあつては署名をもって押印にかえることができる。

(4) 入札書及び委任状の提出方法

- ① 入札書は、原則、受領期限までに直接提出するものとし、やむをえない場合は支出負担行為担当官宛に郵送することができる。

② 競争参加資格者が入札する場合（本店の代表者が直接入札する場合）

入札書（別紙1の様式）に必要な事項を記載押印し、封筒に入れ封印し、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）「平成30年 3月23日開札事務用消耗品137品目 入札書在中」と朱書しなければならない。

なお、本店の代表者が直接入札する場合は委任状の提出は要しない。

③ 競争参加資格者以外が入札する場合（各支店・営業所等）

(ア) 支店長・営業所長が入札する場合（代理人）

入札書（別紙2の様式）に必要な事項を記載押印し、上記②に同じとする。委任状については、競争参加資格者からの委任状（別紙5の様式）を提出するものとする。

(イ) 本店の社員が入札する場合（代理人）

入札書（別紙3の様式）に必要な事項を記載押印し、上記②に同じとする。委任状については、競争参加者からの委任状（別紙6の様式）を提出するものとする。

(ウ) 支店・営業所等の社員が入札する場合（復代理人）

入札書（別紙4の様式）に必要な事項を記載押印し、上記②に同じとする。委任状については、競争参加者からの支店長・営業所長等への委任状（別紙5の様式）及び支店・営業所長等から社員への委任状（別紙7の様式）を提出するものとする。

(エ) 上記各委任状の提出がない入札書は無効となるので、注意すること。

- ④ 入札者は、提出した入札書の引き換え、変更又は取消しをすることができないものとする。

- ⑤ 郵送（書留郵便に限る。）により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」、中封筒には直接提出する場合と同様に氏名等を記し、上記（２）宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。

(5) 代理人・復代理人による入札

- ① 上記（４）③の代理人・復代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人等であることを表示し、当該代理人等の氏名を明記して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札日時までに委任状を提出しなければならない。
- ② 入札者又はその代理人等は、本件調達にかかる入札について他の代理人を兼ねることができない。

5. 開札

(1) 開札の日時及び場所

平成30年3月23日（金） 14時00分

国立療養所宮古南静園 総合棟2階 会議室

(2) 紙による入札の場合

- ① 開札は、入札者又はその代理人等を立ち合わせて行う。但し、入札者又はその代理人が立ち合わない場合は、入札に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ② 入札者又はその代理人等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ③ 入札者又はその代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。
- ④ 入札者又はその代理人等は、契約担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほかは、開札場を退場することができない。

(3) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人等の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

6. その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、本入札説明書3の競争参加資格等を有すること証明する書類を、指定する期日までに提出しなければならない。また、入札書の提出時に支出負担行為担当官が別紙様式に指定する暴力団に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。なお、開札日の前日までの間において、契約担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 競争参加資格の確認のための書類の取扱

- ① 競争参加資格の確認のための書類は資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しとする。
- ② 資料等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- ③ 契約担当官等は、提出された書類については、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用することはない。
- ④ 一旦受領した書類は返却しない。また、書類の差し替え及び再提出は認めない。

(5) 入札の無効

- ① 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- ② 上記4 (4) ③ (エ) に該当した入札書は無効とする。
- ③ 上記(3)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

(6) 入札の延期等

入札者が相連合し、又は、不穩の挙動をする場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められる時は、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

(7) 落札者の決定方法

- ① 落札者の決定は、最低入札価格落札方式をもっておこなう。
- ② 本入札説明書4に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様書の要求用件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- ③ 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができない場合は、入札執行事務に関係ない当園職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定する。
- ④ 最低価格の入札者となった場合でも、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあるとき、最低価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。
- ⑤ 落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を口頭により通知する。

(8) 契約書の作成

- ① 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、延滞なく契約書を取り交わすものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 上記の②の場合において支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約相手方に送付するものとする。
- ④ 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(9) 支払条件

別紙契約書(案)に定めるとおり、業務の履行が行われた後、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払う。

(10) 異議の申し立て

入札者は、入札後この入札説明書、契約書(案)等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

以上

品 目 内 訳 書

	品 目	規 格	製造元等	単 位	予定数量
1	ETカートリッジ	LPB4T12	EPSON LP-S310N	個	15
2	ETカートリッジ	LPB3T28	EPSON LP-S3250	個	1
3	インクカートリッジ	IC(BK・M・C・Y)31	EPSON PX-V600	個	5
4	インクカートリッジ	IC(BK・M・C・Y)33	EPSON PX-G5100	個	10
5	インクカートリッジ	IC(BK・M・C・Y)46	EPSON PX-101	個	23
6	インクカートリッジ	IC(BK・M・C・Y・LM・LC)50	EPSON EP-4004	個	11
7	インクカートリッジ	IC(BK・M・C・Y)59	EPSON PX-1004	個	5
8	インクカートリッジ	SC9BK70他 全9色 700ml	EPSON SC-P8050	個	9
9	リボンカートリッジ	VP1800RC	EPSON VP-1850	個	1
10	サーマルラベルロール紙	TRL080-ZHL 3巻入	EPSON TM-L90	個	4
11	インクタンク	BCI-350XLPGBK	Canon PIXUS MG5430	個	16
12	インクタンク	BCI-351XL (BK・C・M・Y)	Canon PIXUS MG5430	個	44
13	FINEカートリッジ	BC-340XL	Canon PIXUS MG3530	個	8
14	FINEカートリッジ	BC-341XL	Canon PIXUS MG3530	個	3
15	トナーカートリッジ312	CRG-312	Canon LBP3100	個	1
16	トナーカートリッジ515II	CRG-515II	Canon LBP3310	個	3
17	トナーカートリッジ519II	CRG-519II	Canon LBP6340	個	3
18	インクカートリッジ	PGI-2300XLBK	Canon iB4130	個	11
19	インクカートリッジ	PGI-2300XL (M・C・Y)	Canon iB4130	個	25
20	トナーカートリッジ318	CRG-318BLK	Canon LBP7200CN	個	1
21	トナーカートリッジ318	CRG-318CYN・MAG・YEL	Canon LBP7200CN	個	1
22	トナーカートリッジ322II	CRG-322IIBK	Canon LBP9500C	個	1
23	トナーカートリッジ322II	CRG-322II (M・C・Y)	Canon LBP9500C	個	1
24	FX-9カートリッジ	0263B003	Canon L230	個	2
25	カートリッジ328	3500B003	Canon L250	個	2
26	カートリッジW	7833A003	Canon L380S	個	2
27	トナーカートリッジ320	CRG-320	Canon MF6880dw	個	1
28	BJカートリッジ	BX-20s	Canon FAX B620	個	1
29	トナーカートリッジ046	ブラック	Canon Satera LBP651C	個	6
30	トナーカートリッジ046	カラー (Y・M・C)	Canon Satera LBP651C	個	6
31	3050トナーカートリッジ	ブラック (CT200822)	FUJI XEROX DPC3050	個	9
32	3050トナーカートリッジ	カラー (CT200823~200825)	FUJI XEROX DPC3050	個	11
33	3050ドラムカートリッジ	CT350443	FUJI XEROX DPC3050	個	2
34	3350トナーカートリッジ	2本入ブラック (CT201402)	FUJI XEROX DPC3050	個	9
35	3350トナーカートリッジ	2本入カラー (CT201403~201405)	FUJI XEROX DPC3350	個	10
36	3350ドラムカートリッジ	ブラック (CT350812)	FUJI XEROX DPC3350	個	1
37	3350ドラムカートリッジ	CMY (CT350813)	FUJI XEROX DPC3350	個	10
38	3350トナー回収ボトル	CWAA0773	FUJI XEROX DPC3350	個	2
39	3450dトナーカートリッジ	2本入ブラック	FUJI XEROX DPC3450d	個	8
40	3450dトナーカートリッジ	2本入カラー	FUJI XEROX DPC3450d	個	12
41	3450dドラムカートリッジ	ブラック	FUJI XEROX DPC3450d	個	2
42	3450dドラムカートリッジ	CMY	FUJI XEROX DPC3450d	個	10
43	3450dトナー回収ボトル		FUJI XEROX DPC3450d	個	2
44	3200Aトナーカートリッジ	ブラック (CT200710)	FUJI XEROX DPC3200A	個	1

品 目 内 訳 書

	品 目	規 格	製造元等	単 位	予定数量
45	3 2 0 0 A トナーカートリッジ	カラー（CT200711～200713）	FUJI XEROX DPC3200A	個	3
46	3 2 0 0 A ドラムカートリッジ	CT350410	FUJI XEROX DPC3200A	個	1
47	転写ロールカートリッジ	CT350411	FUJI XEROX DPC3200A	個	1
48	2 1 1 0 トナーカートリッジ	ブラック（CT201086）	FUJI XEROX DPC2110	個	1
49	2 1 1 0 トナーカートリッジ	カラー（CT201087～201089）	FUJI XEROX DPC2110	個	3
50	2 1 1 0 ドラムカートリッジ	CT350591	FUJI XEROX DPC2110	個	1
51	ドラム／トナーカートリッジ	CT350244	FUJI XEROX DP205/255	個	1
52	SP トナー C 7 1 0	各色（全4色）	RICOH IPSiO SPC721	個	4
53	ドラムユニット C 7 1 0	ブラック	RICOH IPSiO SPC721	個	2
54	ドラムユニット C 7 1 0	カラー	RICOH IPSiO SPC721	個	1
55	SP トナー 4 5 0 0 L	6 0 0 5 4 6	RICOH SP 3610	個	1
56	SP ドラムユニット 4 5 0 0	5 1 2 5 6 0	RICOH SP 3610	個	1
57	トナーカートリッジ 3 4 0 0 H	3 0 8 5 7 2	RICOH IPSiO SP3510SF	個	1
58	カートリッジリボン	7 8 F 9 7 1 2	RICOH InfoPrint5579	個	1
59	トナーカートリッジ	TN－4 3 J	brother HL－5350DN	個	1
60	ドラムユニット	DR－4 1 J	brother HL－5350DN	個	1
61	トナーカートリッジ	TN－2 7 J	brother HL－2270DW	個	1
62	ドラムユニット	DR－2 2 J	brother HL－2270DW	個	1
63	インクカートリッジ	HP 9 3 4 XL	hp officejet6230	個	1
64	インクカートリッジ	HP 9 3 5 XL（シアॅン・マゼンタ・イエロー）	hp officejet6230	個	1
65	プロフェッショナルフォトペーパー（薄手光沢）	PXMC36R12	EPSON SC-P8050	個	1
66	コピー用紙 A 3	5 0 0 枚入×3		箱	17
67	コピー用紙 A 4	5 0 0 枚入×5		箱	166
68	コピー用紙 A 5	5 0 0 枚入×10		箱	6
69	コピー用紙 B 4	5 0 0 枚入×5		箱	2
70	コピー用紙 B 5	5 0 0 枚入×5		箱	2
71	チューブファイル A 4－S	フーRT630B	コクヨ	冊	9
72	チューブファイル A 4－S	フーRT640B	コクヨ	冊	10
73	チューブファイル A 4－S	フーRT650B	コクヨ	冊	9
74	チューブファイル A 4－S	フーRT660B	コクヨ	冊	7
75	チューブファイル A 4－S	フーRT670B	コクヨ	冊	7
76	チューブファイル A 4－S	フーRT680B	コクヨ	冊	12
77	チューブファイル A 4－S	フーRT6100B	コクヨ	冊	2
78	ロックリングファイル A 4－S	フーTL434B	コクヨ	冊	8
79	ロックリングファイル A 4－S	フーTL444B	コクヨ	冊	8
80	リングファイル〈ER〉A 4－S	フーUR420（各色）	コクヨ	冊	2
81	リングファイル〈ER〉A 4－S	フーUR430（各色）	コクヨ	冊	15
82	フラットファイル A 4－S			冊	218
83	フラットファイル A 4－E			冊	10
84	フラットファイル（PP）A 4－S	フーH10（各色）	コクヨ	冊	220
85	フラットファイル（PP）A 4－E	フーH15（各色）	コクヨ	冊	10
86	ガバットファイル A 4－S	フー90（各色）	コクヨ	冊	13
87	ガバットファイル A 4－E	フー95（各色）	コクヨ	冊	100
88	クリヤーブック替紙 A 4	ラーM380N	コクヨ	袋	30

品 目 内 訳 書

	品 目	規 格	製造元等	単 位	予定数量
89	クリアホルダー A4	フーT750NX10（10枚入）	コクヨ	袋	28
90	インデックスC 小（保護フィルム付）	ター120B・R 16片×10シート	コクヨ	袋	4
91	インデックスC 中（保護フィルム付）	ター121B・R 12片×10シート	コクヨ	袋	5
92	インデックスC 大（保護フィルム付）	ター122B・R 9片×9シート	コクヨ	袋	4
93	ボールペン（油性）	ノック式 細字（0.5mm）各色		本	101
94	ボールペン（油性）	ノック式 細字（0.7mm）各色		本	45
95	3色ボールペン（油性）	黒・赤・青（0.7mm）		本	58
96	鉛筆（ゴムなし）	HB・B・2B		本	104
97	2色鉛筆（赤／青）	50／50		本	49
98	蛍光オブティックス ケア	各色	ゼブラ	本	25
99	ハイマッキー ケア（太・細）	各色	ゼブラ	本	44
100	マッキー ケア（細・極細）	各色	ゼブラ	本	53
101	ホワイトボード用マーカー 細字	PM-B101NB・ND・NG・NR	コクヨ	本	24
102	ホワイトボード用マーカー 中字	PM-B102NB・ND・NG・NR	コクヨ	本	10
103	ホワイトボード用マーカー 太字	PM-B103NB・ND・NG・NR	コクヨ	本	3
104	消しゴム	MONO PE-04A	トンボ鉛筆	個	29
105	液状のり	50ml		本	13
106	ブリットスティックのり	ターM315	コクヨ	本	37
107	ブリットスティックのり 詰替	ターR315	コクヨ	本	76
108	カッターナイフ 標準型	HA-S100B・P・W・YG	コクヨ	個	2
109	カッターナイフ替刃 標準型	HA-S150-5（5枚入）	コクヨ	個	6
110	マックス針	No.10-1M	マックス	個	12
111	ゼムクリップ 小 100本入	クリ-3-1	コクヨ	個	2
112	ゼムクリップ 小 500本入	クリ-3-5	コクヨ	個	1
113	ゼムクリップ 大 100本入	クリ-1-1	コクヨ	個	2
114	セロハンテープ	15mm×35m		個	19
115	セロハンテープ	18mm×35m		個	22
116	セロハンテープ	24mm×35m		個	4
117	両面テープ	NW-10（10mm×20m）	ニチバン	個	7
118	両面テープ	NW-15（15mm×20m）	ニチバン	個	5
119	両面テープ	NW-20（20mm×10m）	ニチバン	個	2
120	メモックロールテープ（2巻）	NORK-25CH 各色	ヤマト	個	2
121	メモックロールテープ（2巻） 詰替	WR-25H 各色	ヤマト	個	23
122	OPPテープ 透明（梱包用）	50mm×50m		個	4
123	輪ゴム No.18	500g（天然ゴム）		袋	2
124	ラミネートフィルム A3	100枚入（100μm以上）		箱	1
125	ラミネートフィルム A4	100枚入（100μm以上）		箱	12
126	タックメモ 74×25mm	メー1013N 100枚×4	コクヨ	個	10
127	タックメモ 74×12.5mm	メー1014N 100枚×4	コクヨ	個	7
128	タックメモ 52×14.5mm	メー1015N 100枚×5	コクヨ	個	2
129	タックメモ 52×7.2mm	メー1017N 100枚×10	コクヨ	個	1
130	タックメモ 25×7.2mm	メー1097N 100枚×10	コクヨ	個	1
131	タックメモ 74×74mm	メー2001N 100枚×10	コクヨ	箱	23
132	テブラPROテープ	6mm（各色）	キングジム	個	1

品 目 内 訳 書

	品 目	規 格	製造元等	単 位	予定数量
133	テブラPROテープ	9 mm（各色）	キングジム	個	29
134	テブラPROテープ	1 2 mm（各色）	キングジム	個	42
135	テブラPROテープ	1 8 mm（各色）	キングジム	個	39
136	テブラPROテープ	2 4 mm（各色）	キングジム	個	7
137	テブラPROテープ	3 6 mm（各色）	キングジム	個	6

(別紙 1)

入札書 (第 回 目)

品 名 事務用消耗品 1 3 7 品目

入札金額 別紙内訳書のとおり

入札説明書及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

住所

氏名

印

支出負担行為担当官

国立療養所宮古南静園事務長 大石 和男 殿

(別紙1) 記入例

入札書 (第 回 目)

品 名 事務用消耗品 1 3 7 品目

入札金額 別紙内訳書のとおり

入札説明書及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成30年 3月23日

住所 □□□□□□□□□□

氏名 □□□□株式会社
代表取締役(社長) □□□□□

代表者
印

支出負担行為担当官
国立療養所宮古南静園事務長 大石 和男 殿

※ 委任状は必要ありません。

(別紙2)

入札書(第 回目)

品 名 事務用消耗品 137品目

入札金額 別紙内訳書のとおり

入札説明書及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

住所

氏名

代理人

印

支出負担行為担当官

国立療養所宮古南静園事務長 大石 和男 殿

(別紙2) 記入例

入札書 (第 回目)

品 名 事務用消耗品 137品目

入札金額 別紙内訳書のとおり

入札説明書及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成30年 3月23日

住所 □□□□□□□□□□

氏名 □□□□株式会社
代表取締役(社長) □□□□□ 代表者印は不要

代理人 □□□□株式会社□□支店(営業所) 支店長
支店長(営業所長) □□□□□ (営業所長) 印

支出負担行為担当官
国立療養所宮古南静園事務長 大石 和男 殿

※ 委任状は、別紙5の様式を提出する。

(別紙3)

入札書(第 回目)

品 名 事務用消耗品 137品目

入札金額 別紙内訳書のとおり

入札説明書及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

住所

氏名

代理人

印

支出負担行為担当官

国立療養所宮古南静園事務長 大石 和男 殿

(別紙3) 記入例

入札書 (第 回 目)

品 名 事務用消耗品 1 3 7 品目

入札金額 別紙内訳書のとおり

入札説明書及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成30年 3月23日

住所 □□□□□□□□□□

氏名 □□□□株式会社
代表取締役(社長) □□□□□ 代表者印は不要

代理人 (入札参加者) □□□□□ 
(入札参加者)

支出負担行為担当官
国立療養所宮古南静園事務長 大石 和男 殿

※ 委任状は、別紙6の様式を提出する。

(別紙4)

入札書(第 回目)

品 名 事務用消耗品 137品目

入札金額 別紙内訳書のとおり

入札説明書及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

住所

氏名

復代理人

印

支出負担行為担当官

国立療養所宮古南静園事務長 大石 和男 殿

(別紙4) 記入例

入札書 (第 回 目)

品 名 事務用消耗品 137品目

入札金額 別紙内訳書のとおり

入札説明書及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成30年 3月23日

住所 □□□□□□□□□□

氏名 □□□□株式会社
代表取締役(社長) □□□□□ 代表者印は不要

復代理人 (入札参加者) □□□□□ 
(入札参加者)

支出負担行為担当官
国立療養所宮古南静園事務長 大石 和男 殿

※ 委任状は、別紙5及び別紙7の様式を提出する。

内 訳 書

	品 目	規 格	製造元等	単 位	単 価（税抜）
1	ETカートリッジ	LPB4T12	EPSON LP-S310N	個	
2	ETカートリッジ	LPB3T28	EPSON LP-S3250	個	
3	インクカートリッジ	IC(BK・M・C・Y)31	EPSON PX-V600	個	
4	インクカートリッジ	IC(BK・M・C・Y)33	EPSON PX-G5100	個	
5	インクカートリッジ	IC(BK・M・C・Y)46	EPSON PX-101	個	
6	インクカートリッジ	IC(BK・M・C・Y・LM・LC)50	EPSON EP-4004	個	
7	インクカートリッジ	IC(BK・M・C・Y)59	EPSON PX-1004	個	
8	インクカートリッジ	SC9BK70他 全9色 700ml	EPSON SC-P8050	個	
9	リボンカートリッジ	VP1800RC	EPSON VP-1850	個	
10	サーマルラベルロール紙	TRL080-ZHL 3巻入	EPSON TM-L90	個	
11	インクタンク	BCI-350XLPGBK	Canon PIXUS MG5430	個	
12	インクタンク	BCI-351XL (BK・C・M・Y)	Canon PIXUS MG5430	個	
13	FINEカートリッジ	BC-340XL	Canon PIXUS MG3530	個	
14	FINEカートリッジ	BC-341XL	Canon PIXUS MG3530	個	
15	トナーカートリッジ312	CRG-312	Canon LBP3100	個	
16	トナーカートリッジ515II	CRG-515II	Canon LBP3310	個	
17	トナーカートリッジ519II	CRG-519II	Canon LBP6340	個	
18	インクカートリッジ	PGI-2300XLBK	Canon iB4130	個	
19	インクカートリッジ	PGI-2300XL (M・C・Y)	Canon iB4130	個	
20	トナーカートリッジ318	CRG-318BLK	Canon LBP7200CN	個	
21	トナーカートリッジ318	CRG-318CYN・MAG・YEL	Canon LBP7200CN	個	
22	トナーカートリッジ322II	CRG-322IIBK	Canon LBP9500C	個	
23	トナーカートリッジ322II	CRG-322II (M・C・Y)	Canon LBP9500C	個	
24	FX-9カートリッジ	0263B003	Canon L230	個	
25	カートリッジ328	3500B003	Canon L250	個	
26	カートリッジW	7833A003	Canon L380S	個	
27	トナーカートリッジ320	CRG-320	Canon MF6880dw	個	
28	BJカートリッジ	BX-20s	Canon FAX B620	個	
29	トナーカートリッジ046	ブラック	Canon Satera LBP651C	個	
30	トナーカートリッジ046	カラー (Y・M・C)	Canon Satera LBP651C	個	
31	3050トナーカートリッジ	ブラック (CT200822)	FUJI XEROX DPC3050	個	
32	3050トナーカートリッジ	カラー (CT200823～200825)	FUJI XEROX DPC3050	個	
33	3050ドラムカートリッジ	CT350443	FUJI XEROX DPC3050	個	
34	3350トナーカートリッジ	2本入ブラック (CT201402)	FUJI XEROX DPC3050	個	
35	3350トナーカートリッジ	2本入カラー (CT201403～201405)	FUJI XEROX DPC3350	個	
36	3350ドラムカートリッジ	ブラック (CT350812)	FUJI XEROX DPC3350	個	
37	3350ドラムカートリッジ	CMY (CT350813)	FUJI XEROX DPC3350	個	
38	3350トナー回収ボトル	CWAA0773	FUJI XEROX DPC3350	個	
39	3450dトナーカートリッジ	2本入ブラック	FUJI XEROX DPC3450d	個	
40	3450dトナーカートリッジ	2本入カラー	FUJI XEROX DPC3450d	個	
41	3450dドラムカートリッジ	ブラック	FUJI XEROX DPC3450d	個	
42	3450dドラムカートリッジ	CMY	FUJI XEROX DPC3450d	個	
43	3450dトナー回収ボトル		FUJI XEROX DPC3450d	個	
44	3200Aトナーカートリッジ	ブラック (CT200710)	FUJI XEROX DPC3200A	個	

内 訳 書

	品 目	規 格	製造元等	単 位	単 価（税抜）
45	3 2 0 0 A トナーカートリッジ	カラー（CT 2 0 0 7 1 1 ～ 2 0 0 7 1 3）	FUJI XEROX DPC3200A	個	
46	3 2 0 0 A ドラムカートリッジ	CT 3 5 0 4 1 0	FUJI XEROX DPC3200A	個	
47	転写ロールカートリッジ	CT 3 5 0 4 1 1	FUJI XEROX DPC3200A	個	
48	2 1 1 0 トナーカートリッジ	ブラック（CT 2 0 1 0 8 6）	FUJI XEROX DPC2110	個	
49	2 1 1 0 トナーカートリッジ	カラー（CT 2 0 1 0 8 7 ～ 2 0 1 0 8 9）	FUJI XEROX DPC2110	個	
50	2 1 1 0 ドラムカートリッジ	CT 3 5 0 5 9 1	FUJI XEROX DPC2110	個	
51	ドラム／トナーカートリッジ	CT 3 5 0 2 4 4	FUJI XEROX DP205/255	個	
52	S P トナー C 7 1 0	各色（全 4 色）	RICOH IPSiO SPC721	個	
53	ドラムユニット C 7 1 0	ブラック	RICOH IPSiO SPC721	個	
54	ドラムユニット C 7 1 0	カラー	RICOH IPSiO SPC721	個	
55	S P トナー 4 5 0 0 L	6 0 0 5 4 6	RICOH SP 3610	個	
56	S P ドラムユニット 4 5 0 0	5 1 2 5 6 0	RICOH SP 3610	個	
57	トナーカートリッジ 3 4 0 0 H	3 0 8 5 7 2	RICOH IPSiO SP3510SF	個	
58	カートリッジリボン	7 8 F 9 7 1 2	RICOH InfoPrint5579	個	
59	トナーカートリッジ	TN－4 3 J	brother HL-5350DN	個	
60	ドラムユニット	DR－4 1 J	brother HL-5350DN	個	
61	トナーカートリッジ	TN－2 7 J	brother HL-2270DW	個	
62	ドラムユニット	DR－2 2 J	brother HL-2270DW	個	
63	インクカートリッジ	HP 9 3 4 XL	hp officejet6230	個	
64	インクカートリッジ	HP 9 3 5 XL（シアシアン・マゼンタ・イエロー）	hp officejet6230	個	
65	プロフェッショナルフォトペーパー（薄手光沢）	PXMC 3 6 R 1 2	EPSON SC-P8050	個	
66	コピー用紙 A 3	5 0 0 枚入×3		箱	
67	コピー用紙 A 4	5 0 0 枚入×5		箱	
68	コピー用紙 A 5	5 0 0 枚入×1 0		箱	
69	コピー用紙 B 4	5 0 0 枚入×5		箱	
70	コピー用紙 B 5	5 0 0 枚入×5		箱	
71	チューブファイル A 4－S	フー RT 6 3 0 B	コクヨ	冊	
72	チューブファイル A 4－S	フー RT 6 4 0 B	コクヨ	冊	
73	チューブファイル A 4－S	フー RT 6 5 0 B	コクヨ	冊	
74	チューブファイル A 4－S	フー RT 6 6 0 B	コクヨ	冊	
75	チューブファイル A 4－S	フー RT 6 7 0 B	コクヨ	冊	
76	チューブファイル A 4－S	フー RT 6 8 0 B	コクヨ	冊	
77	チューブファイル A 4－S	フー RT 6 1 0 0 B	コクヨ	冊	
78	ロックリングファイル A 4－S	フー TL 4 3 4 B	コクヨ	冊	
79	ロックリングファイル A 4－S	フー TL 4 4 4 B	コクヨ	冊	
80	リングファイル〈ER〉A 4－S	フー UR 4 2 0（各色）	コクヨ	冊	
81	リングファイル〈ER〉A 4－S	フー UR 4 3 0（各色）	コクヨ	冊	
82	フラットファイル A 4－S			冊	
83	フラットファイル A 4－E			冊	
84	フラットファイル（PP）A 4－S	フー H 1 0（各色）	コクヨ	冊	
85	フラットファイル（PP）A 4－E	フー H 1 5（各色）	コクヨ	冊	
86	ガバットファイル A 4－S	フー 9 0（各色）	コクヨ	冊	
87	ガバットファイル A 4－E	フー 9 5（各色）	コクヨ	冊	
88	クリヤーブック替紙 A 4	ラー M 3 8 0 N	コクヨ	袋	

内 訳 書

	品 目	規 格	製造元等	単 位	単 価（税抜）
89	クリアホルダー A4	フーT750NX10（10枚入）	コクヨ	袋	
90	インデックスC 小（保護フィルム付）	ター120B・R 16片×10シート	コクヨ	袋	
91	インデックスC 中（保護フィルム付）	ター121B・R 12片×10シート	コクヨ	袋	
92	インデックスC 大（保護フィルム付）	ター122B・R 9片×9シート	コクヨ	袋	
93	ボールペン（油性）	ノック式 細字（0.5mm）各色		本	
94	ボールペン（油性）	ノック式 細字（0.7mm）各色		本	
95	3色ボールペン（油性）	黒・赤・青（0.7mm）		本	
96	鉛筆（ゴムなし）	HB・B・2B		本	
97	2色鉛筆（赤／青）	50／50		本	
98	蛍光オプティックス ケア	各色	ゼブラ	本	
99	ハイマッキー ケア（太・細）	各色	ゼブラ	本	
100	マッキー ケア（細・極細）	各色	ゼブラ	本	
101	ホワイトボード用マーカー 細字	PM-B101NB・ND・NG・NR	コクヨ	本	
102	ホワイトボード用マーカー 中字	PM-B102NB・ND・NG・NR	コクヨ	本	
103	ホワイトボード用マーカー 太字	PM-B103NB・ND・NG・NR	コクヨ	本	
104	消しゴム	MONO PE-04A	トンボ鉛筆	個	
105	液状のり	50ml		本	
106	プリットスティックのり	ターM315	コクヨ	本	
107	プリットスティックのり 詰替	ターR315	コクヨ	本	
108	カッターナイフ 標準型	HA-S100B・P・W・YG	コクヨ	個	
109	カッターナイフ替刃 標準型	HA-S150-5（5枚入）	コクヨ	個	
110	マックス針	No.10-1M	マックス	個	
111	ゼムクリップ 小 100本入	クリ-3-1	コクヨ	個	
112	ゼムクリップ 小 500本入	クリ-3-5	コクヨ	個	
113	ゼムクリップ 大 100本入	クリ-1-1	コクヨ	個	
114	セロハンテープ	15mm×35m		個	
115	セロハンテープ	18mm×35m		個	
116	セロハンテープ	24mm×35m		個	
117	両面テープ	NW-10（10mm×20m）	ニチバン	個	
118	両面テープ	NW-15（15mm×20m）	ニチバン	個	
119	両面テープ	NW-20（20mm×10m）	ニチバン	個	
120	メモックロールテープ（2巻）	NORK-25CH 各色	ヤマト	個	
121	メモックロールテープ（2巻） 詰替	WR-25H 各色	ヤマト	個	
122	OPPテープ 透明（梱包用）	50mm×50m		個	
123	輪ゴム No.18	500g（天然ゴム）		袋	
124	ラミネートフィルム A3	100枚入（100μm以上）		箱	
125	ラミネートフィルム A4	100枚入（100μm以上）		箱	
126	タックメモ 74×25mm	メ-1013N 100枚×4	コクヨ	個	
127	タックメモ 74×12.5mm	メ-1014N 100枚×4	コクヨ	個	
128	タックメモ 52×14.5mm	メ-1015N 100枚×5	コクヨ	個	
129	タックメモ 52×7.2mm	メ-1017N 100枚×10	コクヨ	個	
130	タックメモ 25×7.2mm	メ-1097N 100枚×10	コクヨ	個	
131	タックメモ 74×74mm	メ-2001N 100枚×10	コクヨ	箱	
132	テブラPROテープ	6mm（各色）	キングジム	個	

内 訳 書

	品 目	規 格	製造元等	単 位	単 価（税抜）
133	テブラPROテープ	9 mm（各色）	キングジム	個	
134	テブラPROテープ	1 2 mm（各色）	キングジム	個	
135	テブラPROテープ	1 8 mm（各色）	キングジム	個	
136	テブラPROテープ	2 4 mm（各色）	キングジム	個	
137	テブラPROテープ	3 6 mm（各色）	キングジム	個	

(別紙5)

委 任 状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立療養所宮古南静園事務長 大石 和男 殿

委任者（競争参加者） 住所

氏名

印

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（代理人） 住所

氏名

- 委任事項
1. 入札及び契約の締結に関すること
 2. 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関すること
 3. 契約物品の納入及び取り下げに関すること
 4. 契約代金の請求及び受領に関すること
 5. 復代理人の選任に関すること
 6. その他上記に付随する一切のこと

委任期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

受任者（代理人）使用印

受任者使用印

(別紙5) 記入例

委任状

平成30年 3月23日

支出負担行為担当官

国立療養所宮古南静園事務長 大石 和男 殿

委任者（競争参加者） 住所 □□□□□□□□□□

氏名 □□□□株式会社 代表者
代表取締役(社長) □□□□□ 印

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（代理人） 住所 □□□□□□

氏名 □□□□株式会社□□支店(営業所)
支店長(営業所長) □□□□□
※ 押印は下記受任者使用印の四角枠内に

- 委任事項
1. 入札及び契約の締結に関すること
 2. 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関すること
 3. 契約物品の納入及び取り下げに関すること
 4. 契約代金の請求及び受領に関すること
 5. 復代理人の選任に関すること
 6. その他上記に付随する一切のこと

委任期間 平成30年 3月23日 ～ 平成30年 3月 日

受任者（代理人）使用印

受任者使用印
支店長(営業所長) 印

※入札書は、別紙2を使用する。

(別紙 6)

委 任 状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立療養所宮古南静園事務長 大石 和男 殿

委任者（競争参加者） 住所

氏名

印

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（代理人） 住所

氏名

委任事項 事務用消耗品 1 3 7 品目の入札に関する一切の権限

委任期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

受任者（代理人）使用印

受任者使用印

(別紙6) 記入例

委任状

平成30年 3月23日

支出負担行為担当官

国立療養所宮古南静園事務長 大石 和男 殿

委任者（競争参加者）

住所 □□□□□□

氏名 □□□□株式会社

代表者

代表取締役(社長) □□□□□

印

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（代理人）

住所 □□□□□□□□□□

氏名 □□□□株式会社

□□□□□（入札参加者の氏名）

※ 押印は下記受任者使用印の四角枠内に

委任事項

事務用消耗品137品目の入札に関する一切の権限

委任期間

平成30年 3月23日 ～ 平成30年 3月23日

受任者（代理人）使用印

受任者使用印
入札参加者 印

※入札書は、別紙3を使用する。

(別紙 7)

委 任 状

私は、
を
(競争参加者)の
復代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

委任事項 事務用消耗品 1 3 7 品目の入札に関する一切の権限

委任期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

受任者(復代理人)使用印

受任者使用印

平成 年 月 日

住所

氏名

印

支出負担行為担当官

国立療養所宮古南静園事務長 大石 和男 殿

(別紙7) 記入例

委 任 状

(入札参加者)

私は、□□□□□□ を□□□□株式会社 代表取締役社長 □□□□□□ (競争参加者)の
復代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

委任事項 事務用消耗品 137品目の入札に関する一切の権限

委任期間 平成30年 3月23日 ~ 平成30年 3月23日

受任者(復代理人) 使用印

受任者使用印
入札参加者 印

平成30年 3月22日

住所 □□□□□□□□□□□□

氏名 □□□□株式会社□□支店(営業所)

支店長(営業所長) □□□□□

支店長
(営業所長)
印

支出負担行為担当官

国立療養所宮古南静園事務長 大石 和男 殿

※入札書は、別紙4を使用する。 ※別紙5の委任状も提出する。

単 価 契 約 書（案）

下記の物品購入について、買主 支出負担行為担当官 国立療養所宮古南静園事務長 ○○○○○（以下「甲」という。）と、売主○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○（以下「乙」という。）は、次の条項により契約を締結する。

（契約期間）

第 1 条 この契約期間は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

（契約金額）

- 第 2 条 本契約は単価による契約とし、納入する物品の品目、規格及び単価は別紙単価表のとおりとする。
2. 本契約に定める業務の予定数量は、別紙単価表の予定数量とする。ただし、数量について後日増減があっても乙は異議を申し立てないものとする。
 3. 単価表中の消費税等額は、消費税法第 28 号第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び 72 条の 83 の規定に基づき算出した額である。
 4. 本契約期間中に市価に著しい変動があると認めるときは、甲乙協議のうえ単価を変更することができる。この契約にかかる契約保証金は免除する。

（契約履行の場所等）

第 3 条 乙は、甲の指示する数量を指定する日時、及び場所に納入しなければならない。

（権利義務の譲渡の禁止）

- 第 4 条 乙（中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 2 条に定める中小企業者）は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を甲（国の支出負担行為担当官等）の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 2 に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成 16 年法律第 9 号）第 2 条第 2 項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合は、この限りでない。
2. 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、特定目的会社及び信託会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙が甲に対し、民法（明治 29 年法令第 89 号）467 条及び債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成 10 年法律 104 号）第 2 条第 2 項に規定する通知又は承諾の依頼を行い、若しくは乙が特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成 4 年法律第 77 号）に規定する公告を行った場合にあっては、甲は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。
 - 一 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
 - 二 丙は、譲渡対象債権を第 1 項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し、又はこれに質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべきことはできないこと。
 - 三 甲は、債権譲渡後も乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら乙と丙の間において解決されなければならないこと。
 3. 第 1 項ただし書きに基づいて、乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う支弁の効力は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 42 条の 2 に基づき、甲が同令第 1 条第 3 号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

（納入及び検査）

- 第 5 条 乙は契約物品を納入しようとする時は、その旨を甲に通知した後、甲の指定する場合に搬入しなければならない。
2. 乙が搬入を終了したときは、甲は遅滞なく立ち会いのうえ現品を確認し、指定の場所に納入させるものとする。
 3. 甲は納入のあった日から 10 日以内に検査を完了しなければならない。
 4. 検査完了後、甲は物品の引き渡ししが完了した旨を乙に通知しなければならない。

(不合格品の引き取り)

第6条 物品の品質・構造・形状は、甲の検査に合格するものでなければならない。検査の結果、不合格の場合は取り替えなければならない。

2. 前項の取り替えをした場合であっても納期に遅れることはできない。

3. 検査のため物品の性能、形状を変じ、又は消耗した場合でもその損失はすべて乙の負担とし、契約数量中にこれを算入しない。

(契約代金の支払いの時期及び方法)

第7条 乙は物品納期後1月分をとりまとめ甲に請求書を提出する。

2. 甲は前項の適法な支払請求書を受領した日から起算して30日(以下「支払期日」という。)以内に契約代金を支払うものとする。

(支払遅延利息)

第8条 甲は前条第2項の期限内に支払をしないときは、支払期日の翌日から起算し支払いする日までの日数に応じて、未払金額に対し年2.7%の割合で計算した金額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、その額が100円未満のときは支払わない。

(瑕疵担保責任)

第9条 甲は、納入現品について納入後1年以内に隠れた瑕疵を発見したときは、直ちに乙に期限を指定して他の良品と引き換えさせ、若しくは修理させ、又は損害賠償金を支払わせることができる。

(契約の解除)

第10条 甲はこの契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

一 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)

二 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号以下「独占禁止法」という。)第8条の4の第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき、同法第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令が行われたとき、並びに同法第53条第1項の規定による審判手続きを開始されたとき。

三 相手方が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反した場合、甲又は乙は、書面をもって相手方に通告し、この契約を解除することができる。

四 前項によりこの契約が解除された場合、甲及び乙は、これにより蒙る相手方の損害についてその責を負わない。

(乙の解除権)

第11条 乙は甲が契約に違反したことにより納入が不可能となったときは、この契約の全部もしくは一部を解除することができる。

(賠償金)

第12条 乙はこの契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、甲に生じた実際の損害額又は、この契約が第2条に規定する契約期間の終期まで継続した場合に甲が支払うべき金額(契約期間を定めない場合は契約代金)の10分1に相当する額のいずれか多い額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

一 第10条第一号の刑が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第49条第1項に規定する排除措置命令又は第50条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が同法第49条第7項又は第50条5項の規定より確定したとき。

三 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第65条、第66条第1項、第2項又は第3項並びに第67条の規定による審決(同法第66条第3項による原処分を取り消す審決及び第67条第2項に該当する事実がなかったと認める場合の審決を除く。)を行い、当該審決が確定したとき(独占禁止法第77条の規定により、この審決の取り消しの訴えが提起されたときを除く。)

四 公正取引委員会が乙に対して行った審決に対し、乙が独占禁止法第77条の規定により提起した審決取り消しの訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

2. 乙は、契約の履行を理由として、前項の賠償金を免れることができない。

3. 乙は、第11条の規定により契約を解除したときは、乙が直接受けた損害額を甲に請求することができる。

(談合等の不正行為に係る解除)

第13条 甲は、本契約に関して次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第 7 条の 2 第 18 項若しくは第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 二 乙又は乙の代理人が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑の容疑により告訴を提起されたとき（乙の役員又は、その使用人が当該告訴を提起されたときを含む。）。

2. 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第 14 条 乙は、本契約に関し次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の 100 分の 10 に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第 66 条第 4 項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
 - 二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第 66 条第 4 項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
 - 三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 四 乙又は乙の代理人が刑法第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑が確定したとき。
2. 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
 3. 第 1 項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第 15 条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は当該期日を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年 5 % の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（属性要件に基づく契約解除）

第 16 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第 17 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- （１） 暴力的な要求行為
- （２） 法的な責任を超えた不当な要求行為
- （３） 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- （４） 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- （５） その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第 18 条 乙は、前 2 条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

2. 乙は、前 2 条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

（下請負契約等に関する契約解除）

第 19 条 乙は、契約後下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2. 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（契約解除に基づく損害賠償）

第 20 条 甲は、第 16 条、第 17 条及び第 19 条第 2 項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2. 乙は、甲が第 16 条、第 17 条及び第 19 条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第 21 条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（厚生労働省所管法令違反に係る報告）

第 22 条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

（厚生労働省所管法令違反に係る契約解除）

第 23 条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続きを要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- （１） 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
 - （２） 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。
 - （３） 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第一号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。
2. 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第 24 条 第 23 条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の 100 分の 10 に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2. 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3. 第 1 項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(紛争の解決方法)

第 25 条 この契約について甲、乙間に紛争又は疑義が生じたときは、甲及び乙は誠意を持ってその解決にあたるものとし、なお解決できない場合は必要に応じて甲乙協議の上、選定した者に調停を依頼する。

(補則)

第 26 条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙誠意を持って協議の上これを定める。

上記契約の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各自 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 沖縄県宮古島市平良字島尻 888 番地
支出負担行為担当官
国立療養所宮古南静園事務長 大石 和男

乙

誓 約 書

- ☐ 私
☐ 当社

は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

平成 年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

(別紙様式)

保険料納付に係る申立書

当社は、直近２年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近２保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

平成 年 月 日

(住 所)

(名 称)

(代表者)

印

支出負担行為担当官

国立療養所宮古南静園事務長 大石 和男 殿

自己申告書

下記の内容について誓約致します。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 厚生労働省から指名停止の処置を受けている期間中でないこと。
- (2) 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- (3) 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- (4) 前記1から3について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

平成 年 月 日

住所（所在地）

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官

国立療養所宮古南静園事務長 大石 和男 殿

自己申告書

下記の内容について誓約致します。
なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 厚生労働省から指名停止の処置を受けている期間中でないこと。
- (2) 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- (3) 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- (4) 前記1から3について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

平成30年 〇月〇〇日

住所（所在地）	沖縄県〇〇市〇〇字〇〇 〇-〇-〇〇
商号又は名称	〇〇〇〇株式会社
代表者氏名	代表取締役 〇〇 〇〇 代表者印

支出負担行為担当官
国立療養所宮古南静園事務長 大石 和男 殿